

埋蔵文化財に係る必要手続きフローチャート

開発予定地に埋蔵文化財包蔵地が含まれるか
教育委員会(郷土資料館)へ問い合わせ(全開発行為が対象)

『埋蔵文化財包蔵地確認依頼書』を提出し、確認依頼を実施

青森県遺跡地図等の照合による確認
(『埋蔵文化財包蔵地確認依頼書』の下欄より回答)

含まれる場合
①試掘調査実施依頼書の提出
②試掘に係る協定書の提出

含まれていない場合

試掘調査を実施

手続き終了

文化財保護法第93条第1項または
第94条第1項による届出・通知を
市教委に提出

市教委が試掘結果と所見を
記載して県教委に進達

県教委が取扱措置を申請者へ通知
①慎重工事「遺跡に影響を与えないように慎重に工事」
②工事立会「県又は市教委が工事に立会う」
③本発掘調査「発掘調査終了後開発可」

①慎重工事による工事着手
※ただし、工事中に遺構や
遺物等が発見された場合は、
別途協議する。

③発掘調査を実施する場合

③発掘調査を実施しない場合

②立会による工事着手
※ただし、工事中に遺構・遺物
等が確認された場合は、記録と
採取を要する。

●発掘調査実施に伴う契約等
(費用負担・調査期間・規模等)
●調査体制準備
(作業員雇用・プレハブ設置等)

●中止
●計画変更
●地区内保存など

発掘調査実施
⇒報告書刊行

調査終了後
「遺物発見届」提出
「埋蔵文化財保管証」提出

県教委から文化財認定

終了